

独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案

平成 18 年 12 月 5 日
内 閣 府

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下、「北対協」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、次期中期目標期間（平成 20 年度から 24 年度）に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第 1 貸付業務の見直し

法人資金については、平成 20 年度当初から貸付を停止する。

住宅新築資金については、主務官庁が、次期中期目標期間中に廃止も含めそのあり方について関係者からの意見を聴取した上で、その方針を決定する。北対協においては、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずることとする。

生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、債権回収を強化するとともに、貸付条件の厳格化を図る措置を平成 19 年度当初から実施する。

主務官庁においては、現在の社会経済情勢に照らして今後も必要性が高いと思われる貸付資金に重点化を図るため、全ての貸付資金について必要性等の再検証を実施する。また、国の財政負担の抑制を図る観点から、貸付残高の増加の抑制を図ること等により、国からの利子補給金抑制策について検討を行う。

第 2 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

国民世論の啓発業務、調査研究等については、その目的及び北対協が担う任務・役割との関係を明確にするとともに、当該事業により得ようとする効果を出る限り具体的かつ定量的に把握する指標をたてた上で実施し、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図ることとする。

また、調査研究業務については、他の多くの研究機関や大学等でも容易に可能な業務についてはその在り方を見直し、政府の施策に寄与するという観点により重視しつつ、その活用方法について検討することとする。

第3 効率的かつ効果的な法人運営

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度までの5年間において5%以上の人員削減を行わなければならないところ、北対協においては平成19年度末、22年度末に各1名削減し、現在19名の常勤職員を17名に削減する。

一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証を平成19年度中に行い、業務の在り方を見直した上で、各業務分担を再度見直す。

主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行うこととする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

次期中期目標等においては北方領土問題対策協会が担う役割を明確にするとともに、重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。また、その際には可能な限り具体的かつ定量的な目標を定め、事業ごとの評価を厳格なものとするように努めることとする。さらに、引き続き、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

北対協の現在の財務状況や事業の特性を踏まえ、一般管理費や事業費についても次期中期目標等においてはその定量的削減目標を明記することとする。その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、削減の着実な実施に取り組むとともに、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進めるものとする。

現在、北対協の行っている随意契約については、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

北対協が保有する北方領土返還運動のための啓発施設についてさらなる有効活用が図られるよう検討する。